

# オンライン診療における緊急避妊薬の調剤の手順(イメージ)

患者	医療機関(医師)	薬局(薬剤師)
<u>①対面診療の考慮</u>		
<u>②オンライン診療受診(医療機関への連絡)</u> ・オンライン診療可能な医療機関へ連絡し、受診(受診前に、厚生労働省のホームページに公表される一覧に基づき希望薬局を選択)	<u>③オンライン診療の実施</u> <u>④薬局の対応可否の確認</u> 患者が選択した薬局に連絡し、対応可否を確認 <u>⑤(診療後)薬局へ処方箋情報の送付・情報提供</u> ・ファクシミリ等により薬局に処方箋情報を送付(患者情報も併せて送付… <b>様式1</b> ) ・処方箋原本を薬局へ送付	
<u>⑥患者が選択した薬局へ来局</u> ・来局の際に本人確認書類を提示		<u>⑦調剤応需</u> ・本人確認を行い、事前送付された患者情報又は処方箋情報と相違ないか確認( <b>様式2</b> ) ・必要に応じて処方内容の照会 ・調剤
<u>⑨服用</u> ・薬局にて緊急避妊薬を服用	処方箋	<u>⑧服薬指導等</u> ・必要な服薬指導等を実施 ・3週間後の受診の必要性の説明( <b>様式3</b> )
<u>⑩3週間後の受診</u>	<u>⑪診療(対面)</u> ・お薬情報提供書の確認 ・妊娠していないことの確認、より確実な避妊法の指導 ※オンラインと別医療機関の可能性あり	<u>⑫服用確認・処方医への情報提供</u> ・服用したことを医師へ情報提供( <b>様式4</b> ) <u>⑬処方箋原本の受理</u> ・処方箋情報と相違ないか確認、保管 <u>⑭患者の情報の提供(⑬の医師の求めに応じて)</u>